○農林水産省告示第二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市東野字小野川道上二三五六の一、二三五六の六、二三五六の八、字小野川新田二三八九の一、二三八九の二、二三八九の六、二三八九の七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市東野字花無山二二〇一の二九、二二〇一の四〇、二二〇一の六三、二二〇一の八九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市東野字小野川道上二三五六の一、二三五六の六、二三五六の八、字小野川新田二三八九の一、二三八九の二、二三八九の六、二三八九の七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市東野字花無山二二〇一の二九、二二〇一の四〇、二二〇一の六三、二二〇一の八九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡池田町宮地字揚洞二、字赤保三の一、字杓子四、字割谷五の一、字戌亥谷八、字ナダラ九、字六郎瀬谷一〇、字三ツワ谷一一の二、字橋ケ谷一二の一、字野坂谷一六の二、字深歩谷一七、字萩ケ谷南一八の一、一八の二、字萩ケ谷北二〇、藤代字大谷山一〇四六の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　(一)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町落合字松倉二四一二の一、二四一二の三、字五良助岩二四一五の一、金山町祖師野字浅谷一二〇五の一二から一二〇五の一五まで、一二〇六の三一から一二〇六の三三まで、一二〇六の三五、一二〇六の三六、金山町乙原字細洞一三六二の二、字発坂一四〇九の一、一四一〇の一、一四一一、一四一三の一、一四一四、金山町戸部字厚曽一九二二の一から一九二二の二八まで、一九二三の四から一九二三の一五まで、金山町岩瀬字マドガ洞三四〇七、三四〇八の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市小坂町落合字五良助岩二四一四の一、二四一四の九、金山町乙原字発坂一三六四の一、一三六五、一三六六の一、一三六七の一、一四一三の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市蛭川字南洞三八三の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　(一)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町夏厩字丸野六八一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六八一の三（国有林）・字ロクロセ六八三の一・字切越六八四の一・六八四の三・字猿洞六八五の一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・清見町二本木字水上洞七五五（国有林。次の図に示す部分に限る。）・字赤坂六四九・字奥彦谷山七五六・字彦谷山七五七・字釜ヶ平七五八（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）